

議案第 175 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 新居放課後児童クラブの項中「伊賀市西高倉 3146 番地」を「伊賀市西高倉 2055 番地」に改め、同表成和東放課後児童クラブの項中「伊賀市猪田 1274 番地」を「伊賀市猪田 1350 番地」に改める。

別表 2 に次のように加える。

第 6 条第 2 項ただし書の規定 による利用（午前 7 時 30 分～ 午前 8 時）	1 日	200 円	
--	-----	-------	--

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。